

# 環境アセスメントに係るお知らせ

平成29年5月23日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条に基づき（仮称）川崎区東扇島物流施設開発事業に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 東扇島プロパティ―特定目的会社 取締役 松澤 和浩
	指定開発行為の名称	（仮称）川崎区東扇島物流施設開発事業
	指定開発行為の種類	大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区東扇島7-1 他
	指定開発行為の目的	物流施設の建設
	指定開発行為の内容	延べ面積：約299,950㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成29年12月 完了予定：平成36年9月
縦覧のお知らせ	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所 環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
	縦覧期間及び時間	期間：平成29年5月23日（火）から 平成29年7月6日（木）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除く。 時間：午前8時30分から午後5時まで  上記期間中、本市ホームページにて当該条例準備書及び要約書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
	意見書の提出	・縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成29年7月6日（木） （郵送の場合は、平成29年7月6日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室（郵送または持参に限る） 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156